

平成29年度 第1回秋田市廃棄物減量等推進審議会議事録(概要)

- 1 開催日時 平成29年6月29日(木) 午後2時00分から
- 2 会場 秋田市庁舎 3階3-D会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員 柴山敦会長、西川竜二委員、古井大樹委員、嵯峨房和委員、石郷岡誠委員、佐々木文勝委員、佐藤眞知子委員、橋野茂子委員、菅原フサ子委員、北村知子委員、川越政美委員、天野裕壽委員、齊藤千哲委員、平澤富美子委員(15人中14人出席)
  - (2) 事務局 中島修環境部長、佐々木琢宏環境部次長、井筒渉環境都市推進課長ほか7名
- 4 議事概要 以下のとおり

発言者	発言要旨
会長	次第4の(2)の家庭系ごみの有料化制度に係る評価について事務局の説明を求める。
事務局	(諮問理由等について説明)
事務局	(資料1の家庭系ごみの有料化制度に係る評価のスケジュール(案)について説明)
会長	ただいまの説明に対し、意見、質問など無いか。 (特になし)
会長	提案だが、第2回審議会で今後の調査方法とあるが、スケジュール的には、可能であれば本日の審議会で調査方法等について議論をして、第2回で結果を報告していただく方がよいかと考えるがいかがか。
事務局	ご指摘のとおりであり、資料5までの審議終了後、今後の調査方法に係る資料をお配りし、審議いただくこととしたい。 なお、調査には時間を要することから、第2回審議会は、10月頃を目途に開催させていただきたい。
会長	続いて資料2の家庭系ごみの有料化制度の評価について事務局の説明を求める。
事務局	(資料2の家庭系ごみの有料化制度の評価について説明)

会長	ただいまの説明に対し、意見、質問など無いか。 (特になし)
会長	続いて資料3の家庭系ごみの有料化制度実施までの経緯について事務局の説明を求める。
事務局	(資料3の家庭系ごみの有料化制度実施までの経緯について説明)
会長	ただいまの説明に対し、意見、質問など無いか。 (特になし)
会長	続いて資料4の家庭系ごみの有料化制度の目的と主な内容について事務局の説明を求める。
事務局	(資料4の家庭系ごみの有料化制度の目的と主な内容について説明)
会長	ただいまの説明に対し、意見、質問など無いか。 (特になし)
会長	続いて資料5の家庭系ごみの有料化制度実施による効果と課題について事務局の説明を求める。
事務局	(資料5の家庭系ごみの有料化制度実施による効果と課題について説明)
会長	資料5については、評価の本丸となるものであるが、意見、質問などないか。
委員	4ページに、施設の更新に多額の費用を要するとあり、8ページには、ごみの減量によって最終処分場の延命化が図られるとあるが、現時点で44年度の施設の更新については、ごみの減量が図られた上での想定なのか。また、更新にはどのくらいの費用がかかると見込んでいるのか。
事務局	44年度の更新の想定は、溶融炉の耐用年数で想定している。 また、費用については、更新年度までの間にどれだけごみを

減らすことができるかによって建設の規模が変わってくることから、具体的な数字は出していない。ごみ減量を進めることで、なるべくお金をかけずに建設したいと考えている。

委員

資料5の別紙の4ページにある、森林管理長期委託制度の導入調査とは、どういう事業でどういう効果があったのか。

また、同じく9ページにある地球温暖化対策推進経費の「e-市民認定システム」について、29年の12月末で終了することになっているかと思うが、これに代わる施策は考えていないのか。

事務局

森林管理長期委託制度の導入調査については、今、資料を持ち合わせていないので、第2回審議会でご回答することとしたい。

事務局

e-市民認定システムについては、これまで紙ベースで報告をいただいていたが、3年ほど前に一般社団法人秋田地球環境会議で、あきエコどんどんプロジェクト事業として環境配慮行動を促すためのスマートフォン用アプリを作製した。あきエコどんどんプロジェクトは、国から補助金をもらいながら実施していたため、これまで下期しか実施することができなかったが、29年度からは本市の予算で実施可能となったことから、e-市民認定システムを利便性の高いこちらの事業に移行することとしたものである。

委員

3ページの不適正排出について、個別指導件数は、24年度と比較して大幅に減少しているのに対して、シール貼付枚数については、大幅に減少しているものの24年度と比較すると増えているが、個別指導件数とシール貼付枚数は、連動しているものではないのか。

事務局

個別指導件数は、職員がパトロールを実施した際に、不適正排出されているものを見つけて、排出者が特定できたときに個別に指導しているもので、シール貼付枚数とは、ごみ集積所からの収集運搬を委託している業者において、不適正に排出されているごみに対してシールを貼付した枚数となっており、必ずしも連動しているものではない。

24年度のシール貼付枚数が少ないのは、有料化制度の実施が24年7月からという、年度途中での実施ということもある。

委員

4点ほどあるが、はじめに、ごみの排出抑制効果について、国の手引きでも、有料化しなかった場合の排出量と、有料化したことにより排出量が抑制されたということと比較して評価するということが記載されており、秋田市の場合は、ごみ排出量が19年度以降、減少傾向にあったけれども、有料化してこれだけ抑制効果があったという情報を出すことはできないか。ただし、国の手引きにも排出量予測をどのようにするのか記載されていないので、難しいとは思いますが。

次に、2ページの再生利用の効果のところ、家庭ごみ一袋当たりに含まれる資源化物の割合について、23年度より以前のデータを出すことはできないか。例えば、家庭系ごみ一人1日当たりの排出量のグラフで示している19年度からデータを出すことは可能か。

次に、不適正排出と不法投棄について、有料化にあたって、不適正排出と不法投棄が懸念されていたことから、有料化前の不適正排出と不法投棄データを出すことは可能か。

次に、処理手数料相当額の使途について、27年度におけるごみ減量対策事業とその他の環境対策事業の割合は、計算してみたところ45%と55%程度となっているが、他の年度についても割合を示していただきたい。また、例えばその他環境対策事業の上限額を決めて、ごみ減量対策事業に係る費用を確保するとか、あるいは、その他の環境対策事業の多くなった金額や地域振興基金を施設整備基金に充当するなど検討してはどうか。

事務局

不適正排出に係る個別指導やシール貼付については、有料化と併せて実施したものであり、有料化前のデータはない。

不法投棄については、有料化前のデータもあるので、次回審議会で回答することとしたい。

事務局

排出抑制効果については、秋田市で有料化を実施した理由として、他都市と比べて排出量が多い状況にあることや減量目標年度直近の排出量から目標の達成が困難であったためであり、有料化しなければどのように推移したかということは推計していない。また、国からも推計方法を示されていないことから難しいと考える。

家庭ごみ一袋当たりに含まれる資源化物の割合については、有料化実施前は、本調査を平成19年度から隔年で実施し、有料化後は毎年度実施しており、そのデータを次回審議会で提出

させていたきたい。

その他環境対策事業の上限額を決めて、ごみ減量対策事業の充当額をきちんと確保する、又は、その他環境対策事業の多くなった額や地域振興基金を施設整備基金に充当するという事については、その趣旨を答申（案）に反映させることとし、その際に審議いただければと思う。

委員 2 ページの家庭ごみ一袋あたりに含まれる資源化物の割合について、資源化物の内訳を示していただきたい。

事務局 第 2 回審議会においてお示しさせていただく。

委員 8 ページの管理経費の削減等について、コークス使用量について記載されているが、お金の面からだけでなく、二酸化炭素排出量削減の面からも記載してはどうか。

事務局 答申（案）ではコークス削減に伴う二酸化炭素排出量の削減量についても記載させていただき、審議していただくこととしたい。

委員 有料化により、ごみ排出量に合わせた小さいごみ袋に移行するというのが環境省の資料に記載されていたかと思うが、有料化の前後においてどのように推移しているかわかれば教えてほしい。

また、例えば、小さい袋の手数料を低くするなど、メリットを与えることは考えられないか。併せて15Lサイズなど、中間サイズの袋を作ってはどうか。

もう一点、総合環境センターに搬入される手数料の中で、有料化の手数料はどのようになっているのか教えていただきたい。

事務局 袋のサイズについては、有料化以降、若干ではあるが小さいサイズに移行している傾向にある。推移については、有料化以降のデータとなるが、次回審議会においてお示しするようにしたい。

事務局 小さい袋を安くしてインセンティブを設けることについては、当初の目的である負担の公平性を踏まえると難しいと考える。袋のサイズを増やすことについては、秋田市では、袋を市で製造するのではなく、市場流通を利用しているため、袋のサ

イズについて市民からのニーズが高まれば、本市に対して小売店や製造メーカーから新たな袋のサイズを製造したいとの要望があがってくるものと考えている。

総合環境センターに搬入する際の処理手数料については、処理に係る原価から算出しており、10キロ当たり115円徴収している。こちらの手数料は、有料化とは別で定めているものである。有料化の手数料については、本審議会や国の手引き等を参考に設定している。

委員

2ページにある住民の意識改革について、今後、アンケートを実施することとなっているが、実際に市民の意識は変わってきていると思う。町内の高齢者の中には、生ごみを小さくし冷凍して出すようにしている方もいて、1週間に出すごみ袋は、10Lサイズ一袋となっている。

質問だが、生ごみは、十分に冷凍して水切りした方が減量に結びつくのかどうか教えていただきたい。

事務局

生ごみを冷凍して軽くするという事は聞いたことはないが、水切りや乾燥により軽くなる。冷凍して軽くなるかどうかについては、次回審議会までに調べることにしたい。

会長

排出抑制の効果について、5年間の効果ということであれば認められるのではないかと。ただ、今後の5年間を見ていくのであれば、排出量の削減は、やや鈍化していることから、効果が持続するような取組を進める必要があると考えている。

委員

排出量の変遷について、重量で記載されているが、秋田市の人口は減少傾向にあり、重量での表記ではなく、原単位でそろえてほしい。

事務局

表記については、指摘のとおり修正したいと思う。

会長

続いて追加資料の家庭系ごみの有料化制度導入による意識調査票（案）について事務局の説明を求める。

事務局

（追加資料の家庭系ごみの有料化制度導入による意識調査票（案）について説明）

会長

ただいまの説明に対し、意見、質問など無いか。

委員	せつかくのアンケートなので、ごみの減量についてどのように考えているか、自由意見として記載してもらってはどうか。
事務局	今の意見については、アンケートに反映させていただく。
委員	アンケートのサンプル数が100人で十分なのかということと、市の広聴制度であれば、100人は市の行政に協力的な意見が集まってしまわないか。
事務局	<p>通常のパブリックコメントだと、委員の指摘どおり、市の行政に協力的な方からの意見が多数寄せられ、それが全体の意見のように捉えられてしまう可能性もあるが、100人会は、年代、性別、住まいも異なる方を無作為に選出し、調査に協力するという同意をいただいていることから、100%回答いただけるものではないが、様々な意見を聞くことができると考えている。</p> <p>なお、ごみ減量等の意識改革というのは、基本的には、排出抑制効果で見ることができると考えているが、意識の変化により、具体的にどのような行動をとるようになったのかを調査するというので、しっかりした回答をいただける100人会をお願いしたいと考えている。</p>
委員	100人会というのは、市政に興味のある事項、例えば環境対策とかを選んだ方にアンケートが行くのではないのか。そうであれば、同じサンプル数でももう少し違ったところに行くようにしたほうがいいのか。
事務局	100人会への同意をいただく上で、担当課において興味のある分野を聞いているとは思いますが、環境分野に興味がある方にのみに送るわけではなく、あくまでも無作為に選出した100人を対象としているものである。
委員	問7について、この表記だとごみ処理手数料でごみ集積所からの収集運搬費用などを全額賄っていると誤解される可能性があるので、表記を工夫するべきである。
事務局	ご指摘のとおり、問7については、ごみ処理手数料は、約23億円かかっている費用の一部であることがわかるような表記に工夫する。

事務局

ごみ処理手数料の性格上、この額は全てごみの収集運搬、処分に係る費用に充当している。誤解されている方が多く、なぜごみ処理手数料をスマートシティプロジェクトに使うのかといったことも聞こえてくる。

手数料をごみ処理経費に充当し、他に活用できることとなった財源をどのように使うかということを条例で縛り、優先的に環境施策に使うという仕組みを作ったものである。このことが、なかなかわかりにくいようで、今のご指摘も踏まえて、わかりやすいように工夫していく。

会長

調査票の発送はいつ頃になるか。

事務局

7月中旬から下旬には発送したい。

会長

もしそれまでに意見があれば事務局まで連絡してほしい。大きな変更があった場合には、事務局と私の方で調整させていただきたい。

他に意見がないようなので、以上で審議を終える。